

令和 7 年度農林水産省所管国有財産除草業務仕様書

第 1 条 総 則

本仕様書は三重県松阪農林事務所農政室（以下、「甲」という。）が実施する「令和 7 年度農林水産省所管国有財産除草業務」に適用する。

第 2 条 業務期間

契約日 ～ 令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）

第 3 条 業務の場所

1. 松阪市嬉野上野町字新屋敷 1634 番地 3
地目：公衆用道路 面積：197 m²
2. 松阪市宝塚町 1599 番 地目：山林 面積： 54 m²
3. 松阪市宝塚町 1600 番 地目：原野 面積： 17 m²

第 4 条 業務の内容

1. 上記のうち 1～3 の土地の除草作業業務を年 3 回（1 回目：6 月・2 回目：8 月・3 回目：10 月）行うものとする。
ただし、日程はその都度協議により変更できるものとする。
2. 除草は刈り残しのないよう作業を行うとともに、刈り取った草及び樹木等については、周辺の農地等に影響が及ばないように、現地等にて適切な処置をするものとする。
3. 作業にあたって、第三者へ損害を与えた場合は速やかに甲に報告をするとともに、受託者の責任において解決するものとする。

第 5 条 その他

1. 特に定めのない事項については、その都度、甲と連絡を密にし、手戻りがないように作業を行わなければならない。
2. 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という）による不当介入を受けた時は、次の義務を負うものとする。
 - （1）断固として不当介入を拒否すること。
 - （2）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - （3）甲に報告すること。
 - （4）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、甲と協議を行うこと。

受託者が上記（2）又は（3）の義務を怠った時は、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。